

情報セキュリティ基本方針

佐賀県中小企業団体中央会（以下、本会）は、本会で取り扱う情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守ることを社会的責務と認識し、以下の方針に基づき本会全体で情報セキュリティに取り組めます。

1. 経営者の責任

本会は、経営者主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 体制の整備

本会は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を本会の正式な規則として定めます。

3. 役職員の取り組み

本会の役職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

本会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、社会的責務に応えます。

5. 違反及び事故への対応

本会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日：2023年9月20日
佐賀県中小企業団体中央会